

伝えようまごころとやすらぎのお念佛 3月号

小説

親鸞聖人の風光(余聞)二)流罪の地

昔から、親鸞聖人の流罪地は越後となつていて、越後の何処だ、当然国府のあつた場所だろう、となつていた。ところが近年それはおかしいという意見が出てきている。流罪の対象地としては島が多いのである。

脱走しにくいところへ送り出すのは為政者として当然のこと。親鸞聖人を流罪にした後鳥羽天皇は隱岐島に流罪です。当時の法律にも、越後は遠流罪の対象地として入つていなきことも分かつてきた。越後は陸続きでしかも国府という地方官庁があつた場所となると、地方なりに賑やかな所になる。流罪の対象地としてはゆるい。師匠の法然上人が、土佐へ流罪になるが、讃岐で止まつて都に帰つていつた。それは当時の政権中枢の人物の手配とされている。親鸞聖人も本来は佐渡への流罪ではなかつたか。それが何かの差し金で、越後の国府になつたのではないか、ということである。

佐渡に行つた事があるが、現代でもさびしいところだ。住民の曾我さんが北朝鮮に拉致されたところとか、佐渡おけさの哀調が身にしむ寒々とした町であった。